

22/2/25 名古屋市本会議（名古屋城部分）

名古屋市民オンブズマンによる、半自動文字起こしアプリによる文字起こし

議長： おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者には、浅野保君。塚本剛君の御両君にお願いいたします。

これより日程に入ります。

日程第1より第22まですなわち第46号議案、名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部改正についてより第67号議案、市道路線の認定および廃止についてまで以上に12件を一括議題に起用します。

この場合、質疑の通告がありますから、お許しいたします。

江上博之君。

江上博之（共産・中川区）：おはようございます。

通告に従い、一般会計、名古屋城天守閣特別会計の補正予算について質問します。

次に、名古屋城天守閣木造復元事業についてです。

天守閣実施設計と木材製材など木工事の債務負担行為の変更およびバリアフリーに係る繰越です。

この事業、技術提案交渉方式で進められています。

この方式を取ったのは、高度な技術を持つ民間の力が必要、そして工事期間の短縮に繋がることを理由にしていりました。

2020年7月、天守閣完成を条件に公募しました。

2017年5月9日に工事会社と基本協定を結び、公募条件に反して、2年以上延長の2022年、今年の12月に天守閣完成。

その後、9年間かけて石垣保全。事業費を名古屋市は最大でも400億円と答弁していたにもかかわらず、消費税込みで505億円となりました。

ところが昨年11月18日、当事者間で完成期限を暫定的に令和6年、2024年3月31日と覚書を取り交わしました。

2018年の当初予算で実施設計は8億6000万に、債務負担行為2020年度までの7億400万の木工事は22億1150万円に、債務負担行為2022年度までの73億1100万等を行いました。

その後、石垣調査があり、繰り越しの上、今回の覚書を踏まえ、債務負担行為を暫定的に令和5年、2023年度までと提案しています。

そこで以下観光文化交流局長に質問いたします。

技術提案交渉方式として、今年12月31日の天守完成は不可能ですから、債務負担行為の変更でなく、きっぱりと事業を中止し、見直すのが筋ではないでしょうか。

ところが、実施設計と木工事の債務負担行為を暫定的に令和5年度とあります。

債務負担行為の期間で、名古屋市として暫定的とした過去の例をお示しください。

今、石垣について2点問題があります。

一点は天守部分と石垣部分との接点の基礎構造をどうするのか。

接点部にあたる穴蔵石垣は専門家も酷いことをやったなど発するぐらい、現天守建築時に壊されています。

この部分の石垣をどうするのか、元に戻すのか、戻すならいつの時代に戻すのか。

現状のままにするのか、これだけでも文化財として相当の議論になるのではないのでしょうか。

2点目に、工事に当たって提供する天守内堀の御深井丸石垣が極めて深刻な状況と専門家から指摘されています。

ここでも石垣保存方針決定後、どういう修復するのか、時間がかかると思われます。

2点だけでも、いつまでに解決できるかわかりません。

そこで質問いたします。

昨年11月9日の経済水道委員会では、令和5年、2023年3月に全体計画である基本計画書を作成すると認識していると、河村市長は明言されました。

来年の3月に全体計画ができるというのです。

石垣部会など専門家会議にかけているのでしょうか。

いつ基本計画を来年3月までに作成すると、専門家会議で確認したのか、お答えください。

次にバリアフリーに係る繰越についてです。

実施設計がどうなるかもわからないのに、バリアフリーの昇降技術の公募のために繰り越すというものです。

その公募は、大天守の少なくとも1階に昇降ができることとし、可能な限り上層階まで登ることができることとしています。

最上階に行けるようにするのがバリアフリーの筈です。

なぜこんな条件でバリアフリー対策と言えるのか、お答えください。

以上で第1回目の質問を終わります。

折戸観光文化交流局長： 観光文化交流局に対しまして、名古屋城天守閣特別会計補正予算について2点のお尋ねをいただきました。

まず天守閣木造復元の実施設計および天守閣木造復元の工事に係る債務負担行為に関し、債務負担行為の期間設定についてでございます。

今回、再負担行為を設定させていただく。

実施設計とも工事につきましては、今後契約期限の変更を予定していることから、基本協定書に関わる覚書の趣旨を踏まえ、令和4年度から暫定的に令和5年度という期間の設定をさせていただくものでございます。

暫定的とした事例は過去にございませんが、文言で表示した事例として、昭和60年度2月補正予算でご議決いただきました、国営尾張西部土地改良事業に係る費用の負担におきまして、工事完了の翌年度から17年間という期間を設定したものがございます。

そういった本市の事例や他都市の事例を参考にしつつ、期間の設定をさせていただいたものでございます。

次に、全体計画と有識者会議についてでございます。

令和4年度中に全体計画を取りまとめるとの目標につきましては、令和3年12月の特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議において当局から表明させていただいております。

全体計画を構成する復元原案や復元計画をはじめとする内容については、文化庁や有識者のご指導、ご助言を賜りながら、必要な調査検討を丁寧に進めつつ、十分な議論と合意形成を図りながら、目標達成に全力で取り組んでまいります。

続きまして、木造天守閣の昇降に関する新技術の公募に係る繰越明許費についてでございます。

現天守閣では、外部エレベーターで大天守1階に上がることができることから、大天守の外部内部問わず1階昇降ができることを昇降技術の公募の要件の一つとしております。

大天守地下1階から1階までの昇降ができれば、より上層階への昇降の可能性があるという考えのもと、少なくともとしたものでございます。

この大天守1階に昇降できるという要件は、昇降技術を選定する審査において満たされなければ、審査対象外となる最低の基準であり、誰でも簡単に利用できるや、より上層階まで登ることができるなどの審査の基準をより多く満たした技術が選定されることとしております。

本公募では、上層階への昇降が可能となる技術開発も含めて、幅広く提案を募ることで、大天守1階までの昇降で満足するということではなく、史実に忠実な復元とバリアフリーの両立を目指し、より上層階までバリアフリー対応ができる昇降技術を求めてまいります。以上でございます。

江上博之（共産・中川区）：名古屋城天守閣木造復元事業については、債務負担行為の期間で暫定的にとした事例は過去にないことが明らかになりました。

文言で表示した事例といたしますが、昭和60年度2月といえど今から36年前の事例です。工事完了の翌年度からというのは、相手がいる事業だから出てきた表現でしょう。

しかし今回は、名古屋市だけで判断できる事例です。

さらに工事完了はいつになるかわからない。工事は17年間と明確です。

名古屋市の例工事がいつ始まり、いつ終わるかもわかりません。

全く事例にならない事例です。

事例に当たらないものまで持ち出して、暫定的にが異例ではないと言いたかったのですが、今回の事例は、文言で表示した事例も含めてないということです。

基本計画は来年3月までに作成すると名古屋市の姿勢を表明しただけであって、有識者の確認を得たわけではないことが明らかになりました。

事業の見通しが無いのに目標を表明し、そのときになったら弁解する、そんなことの繰り返しはもうやめたらどうでしょうか。

バリアフリーの公募と言いながら、最上階までの条件でないことがはっきりしました。

市民から批判を受けて表現を変えたようではありますが、内容は変わりません。
最上階までを条件にしたら、応募者がいないということでしょうが、それはバリアフリーができないことを示しているのであって、応募者がいるようにするために予算を繰り越すなどというのは理由になりません。

このように強引に進めてきた木造復元事業、事業を中止することです。
あるものは活用し、耐震改修し、ないものを復元して、名古屋城全体の整備を進めることを求めて、質問を終わります。

議長： ご質疑も終わったようであります。
各案はいずれも慎重審査のため、所管の常任委員会に付議いたします。
以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれをもって散会いたします。